

令和2年度

静岡市営住宅空家募集案内書

静岡市営住宅の入居募集は、年6回行います。なお、募集团地は、「空家募集住宅一覧表」にて発表します。

※ 「空家募集住宅一覧表」は、申込月の前月15日頃より配布します(土・日・祝日のときは、翌日に繰り下げます)。市営住宅のホームページでも確認できます。

※ 入居期限日が土・日・祝日のときは前日となります。

期別	一覧配布	申込期間(1日～5日の消印のみ有効)	抽選日	入居期限日
1期	3/16	4月 1日 ~ 4月 5日	申込月の中旬 (詳しい抽選日 については、改 めて申込者に ハガキで通知 します。)	6月30日
2期	5/15	6月 1日 ~ 6月 5日		8月31日
3期	7/15	8月 1日 ~ 8月 5日		10月30日
4期	9/15	10月 1日 ~ 10月 5日		12月21日
5期	11/16	12月 1日 ~ 12月 5日		2月26日
6期	1/15	2月 1日 ~ 2月 5日		4月21日

※ 一部団地については、随時募集を行っております。詳細は下記事務所にお問い合わせください。

申込方法

- ① 申込みをする方は、次の書類を各窓口で受け取ってください。
「静岡市営住宅空家募集案内書」 「市営住宅入居申込書」
「空家募集住宅一覧表」 「市営住宅入居申込専用封筒」
- ② 申込書に必要事項を記入してください。
- ③ 申込ハガキ2枚に切手、専用封筒に切手を忘れずに貼ってください。
- ④ 申込書など必要書類を必ず専用封筒に入れて郵送してください。

注意事項

- 申込みは、原則として郵送に限ります。
- 市営住宅の入居には、資格要件がありますので、よく確認してください。
- 申込みが募集戸数を超えた場合は、抽選となります。
- 申込みは、偶数月の1～5日の消印に限り有効です。申込期間外の消印のものは無効です。
- 申込み時に配布している、「空家募集住宅一覧表」から一戸選んで記入して下さい。

問い合わせ先は

公益財団法人 静岡市まちづくり公社 住宅管理課 <https://s-jutaku.com>



静岡事務所 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎5階
TEL 054-221-1253

清水事務所 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎2階
TEL 054-354-2238

※ 土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで

◆当社は、市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を入居資格審査及び入居後の管理目的以外に利用することはありません。

入居申込書記入例

< 表 >

様式第1号 (第2条関係)

書類審査

市営住宅入居申込書

(宛先) 静岡市長

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて市営住宅を申し込みします。

ふりがな	しずおか たろう		性別	生年月日	年齢	障害等の有無	
申込名義人氏名	静岡太郎		男	〇〇年〇〇月〇〇日	46	無	
現住所	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号		電話	自宅	054-〇〇〇-〇〇〇〇	携帯	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
勤務先名	(株)〇〇〇建設		勤務先電話	054-〇〇〇-〇〇〇〇			
※収入月額	円	※裁量世帯	円				
入居する家族の婚姻者	ふりがな氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先	障害等の有無	
	しずおかはなこ 静岡花子	妻	〇〇年〇〇月〇〇日	43	(有)〇〇商会 電話 054-〇〇〇-〇〇〇〇	無	
	しずおかいちろう 静岡一郎	子	〇〇年〇〇月〇〇日	10	〇〇小学校 電話	有 療育B	
			年 月 日		電話		
			年 月 日		電話		
			年 月 日		電話		
			年 月 日		電話		
現在の住状況	持家・借家・ <u>アパート</u> ・同居・その他 ()						
申込理由	1 災害により住宅が滅失したため、住宅に困窮している。 2 土地区画整理事業等の執行にともない住宅を撤去しなければならない。 3 正当な立退きの要求を受け立退き先がない。(自己の責によるものを除く) ④ 収入に比し過大な家賃を支払っている。 5 住宅がないため親族と同居することができない。 6 住宅以外の建物、場所に居住し、保安上危険又は衛生上有害な状態にある。 7 間借りをしている。 8 狭い (室 畳) 9 婚約中であるが住宅がないため結婚できない。 入籍予定 年 月 日 10 その他 ()						
申込団地名	団地番号	〇〇	〇〇〇	団地	間取り・階数	〇 DK 〇 階	

公社より連絡する場合がありますので電話番号及び携帯電話番号は必ず記入してください。

勤務先名・電話番号を記入してください。

同居人の携帯電話または昼間に連絡のつく電話番号をご記入ください。

障害者手帳等の種類及び等級を記入してください。

同居しようとする親族全員の氏名・続柄・生年月日・年齢・勤務先を記入してください。同居親族で婚約中の方は、続柄欄へ「婚約者」と記入してください。

公営住宅にお住まいの方は、その他の欄に現在住んでいる団地名をご記入ください。
ただし、公営住宅の名義人を含む世帯での申込みはできません。

該当する項目の記号に○印をつけ(複数可)、記入欄には数字や文章を記入してください。

その時募集している「住宅一覧表」から希望団地を一つ選んでその団地番号と団地名、間取りと階数を記入してください。

- 注1 裏面「誓約書」も必ず記入してください。
- 注2 ※印欄は、記入しないでください。
- 注3 障害の有無欄には、療育手帳の等級、障害者手帳の等級及び難病の種類を記入してください。
- 注4 申込理由の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 注5 申込名義人氏名欄には、申込者本人が署名し、又は記名押印してください。

- ※ 必ず、表裏に記入しているか、ご確認ください。
- ※ 消せない油性のペンで記入してください。
- ※ 申込書の記載事項に不備がある場合には、受け付けられませんので、漏れなく記入してください。
- ※ 申込みを受理した後は、いかなる理由があっても申込団地の変更はできません。
- ※ 申込みの際に提出した書類は、募集の目的以外には使用いたしません。なお、提出された書類は、お返しできません。

誓約書

にレ点を入れてください。

- 静岡市に住民登録はないが、静岡市に勤務先があります。
- 婚約中で申込みます。当選後、入居期限日の前日までに婚姻を確認できる戸籍謄本を提出することができます。
- 離婚調停中で申込みます。当選後、家庭裁判所発行の事件係属証明書を提出し、入居期限日の前日までに離婚が確認できる戸籍謄本を提出することができます。
※誓約書（離婚調停中）を必ず添付してください。〔募集案内書 P20 参照〕
- 自家売却中で申込みます。当選後、不動産売買契約書を提出し、入居期限日の前日までに所有権の移転が確認できる登記簿謄本を提出することができます。
※誓約書（自家売却中）を必ず添付してください。〔募集案内書 P21 参照〕
- シルバーハウジングに申込みます。
※誓約書（シルバーハウジング）を必ず添付してください。〔募集案内書 P22 参照〕
- 車椅子使用者に申込みます。当選後該当する手帳のコピーを提出することができます。
※誓約書（車椅子使用者向け）を必ず添付してください。〔募集案内書 P23 参照〕
- 単身申込資格に該当し、一人での生活ができます。
 - 60 歳以上 1～4 級の身体障害者
 - 生活保護受給者 被爆認定者
 - 海外からの引揚者で 5 年を経過していない
 - ハンセン病療養所入所者等
 - DV 被害者として申込みます。当選後、一時保護もしくは婦人保護施設における証明書、または裁判所の退去命令もしくは接近禁止命令の決定書を提出することができます。
- 優遇措置該当世帯です。
 - 心身障害者世帯 難病患者等世帯 母子、父子世帯（離婚調停中の方は除く）
 - 65 歳以上世帯（世帯全員） 多数回落選世帯（前年度と前々年度、各年度 1 枚ずつ必要） その他
 ※優遇の確認ができる必要書類を必ず添付してください。〔募集案内書 P6 参照〕
- 上記のいずれにも該当しません。

離婚調停中でお申し込みの方は、必ず「誓約書(離婚調停中)」(P20)を添付のうえ、お申込みください。

自家売却中でお申し込みの方は、必ず「誓約書(自家売却中)」(P21)を添付のうえ、お申込みください。

シルバーハウジングにお申し込みの方は、必ず「誓約書(シルバーハウジング)」(P22)を添付のうえ、お申込みください。

単身でお申込みの方は、必ずどれかに当てはまります。

優遇措置を受けられる方は、その確認が出来る書類(P6)を必ず添付してください。確認できない場合は、優遇措置は受けられません

氏名については、申込者本人が署名又は記名捺印してください。

上記のことが事実と相違する場合は、入居の決定および入居決定後において使用許可を取り消されても異議はありません。

〇〇年〇〇月〇〇日
(宛先) 静岡市長

住所 静岡市葵区追手町5番1号〇〇アパート〇〇号
氏名 静岡太郎 (印)

はがきは縦2枚あります。必ず2枚に記入してください。

郵便はがき

切手を貼って下さい。

4 2 0 - 8 6 0 2

ハガキ2枚には切手を必ず貼ってください。

静岡市葵区追手町5番1号

〇〇アパート 〇〇号

静岡太郎 様

※消せない油性のペンで記入してください。

ハガキ2枚に申込者の郵便番号・住所・氏名を記入してください。郵送する時は、切り取らず封筒に同封してください。

切り取らないでください



公益財団法人 静岡市まちづくり公社 住宅管理課

静岡事務所 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1253
清水事務所 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
TEL 054-354-2238

https://s-jutaku.com

※ 申込書の記載事項について、お電話でおたずねする場合がありますので、日中に必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

※ 離婚調停中(P20)、自家売却中(P21)、シルバーハウジング(P22)、車椅子使用者向け(P23)、および優遇措置該当世帯(P6)の方は、レ点を入れるとともに、申込時に「誓約書」または「必要書類」を、必ず添付してください。

はじめに

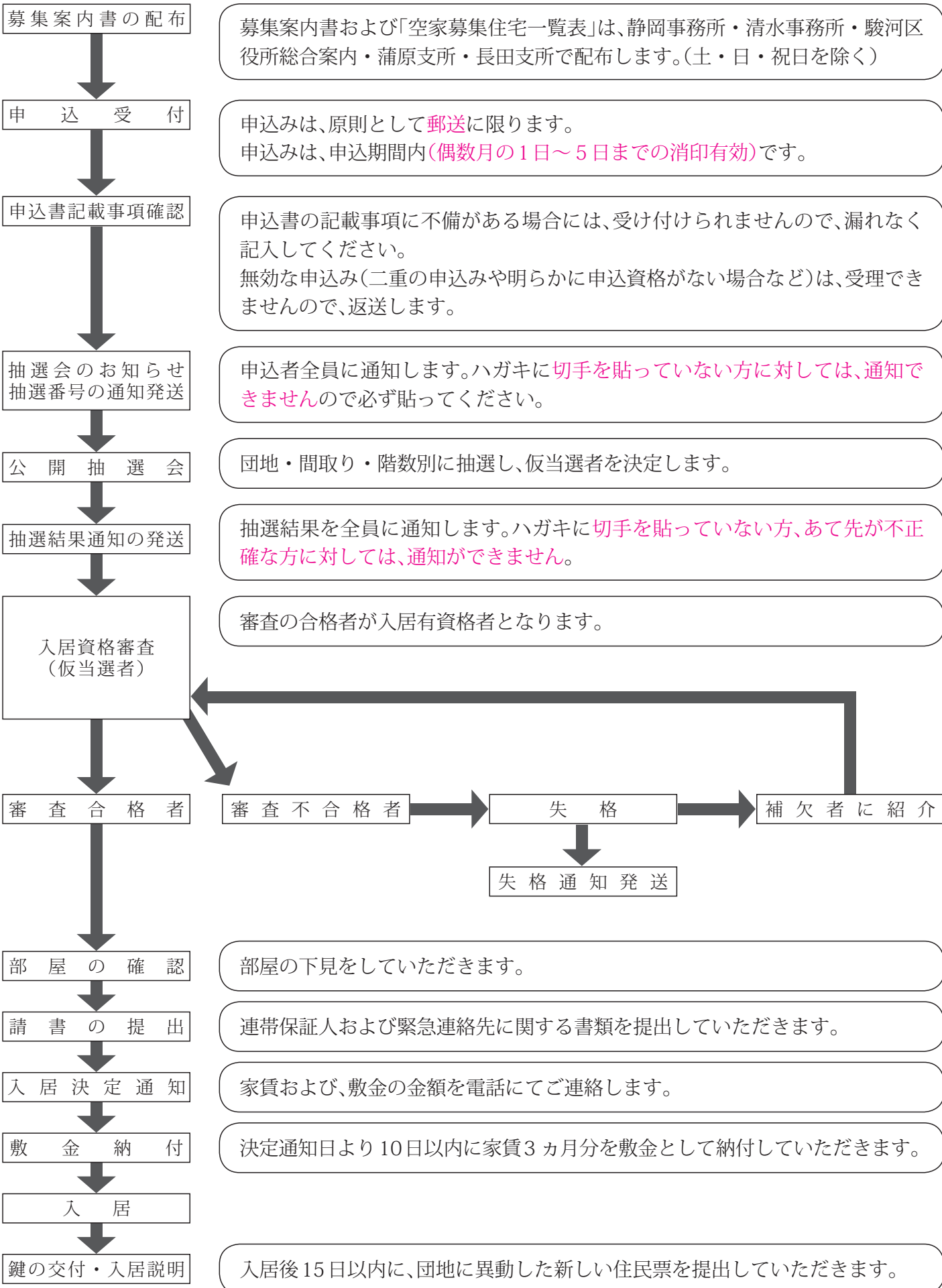
市営住宅は、住宅に困り収入の少ない方に安い家賃で生活していただくために国の補助金と静岡市の負担で建設された公共賃貸住宅です。

申込みにあたっては、法律などによりいろいろな資格・条件があります。この「空家募集案内書」は、これから市営住宅を申込まれる皆様が内容を理解していただけるよう、わかりやすく説明したものです。

よくお読みになり、活用してください。

1. 申込から入居まで	P2
2. 申込についての留意点	P3
3. 申込資格	P4
4. 申込方法及び申込時の必要書類について	P5
5. 優遇措置該当世帯	P6
6. 当選者の決定方法	P7
7. 入居資格審査(仮当選者)について	P7
8. 入居にあたっての注意点	P8
9. 資格審査に必要な書類	P10
10. 収入基準と計算方法	P13
11. シルバーハウジングについて	P17
12. 車椅子利用者向け住宅について	P17
13. 子育て世帯の優先入居について	P17
14. 市営住宅の駐車場について	P18
15. 申込時および資格審査時に必要な書類(様式)一覧	P19
16. 申込時に必要な書類(様式)	P20
17. 資格審査に必要な書類(様式)	P24
18. 市営住宅位置図	P31
19. 市営住宅一覧表	P33

1. 申込から入居まで



2. 申込みについての留意点

- ① 申込月の1日～5日の消印のみ有効です。それ以外は受付する事ができません。
- ② 申込みは、1世帯について1戸のみに限ります。1世帯で2戸以上の申込みをしたり、同じ氏名を2通以上の申込書に記載するなどの重複は、すべての申込みが無効となります。
- ③ 申込書、その他の提出書類に虚偽、不正があることが判明した場合は、失格となります。
- ④ 市営住宅の入居にあたっては収入基準があります。基準を上回る方は申込みできません。
- ⑤ 申込団地は、その時に募集している別紙「空家募集住宅一覧表」から選んで、記入してください。
- ⑥ 一般世帯(世帯向け住宅)は、入居する方が2人以上で、その家族構成は、原則として夫婦又は親子を主体とした世帯であることが条件となります。不自然に世帯を分離した申込みや、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。ただし、やむを得ない事情が有る場合は、お問い合わせください。
- ⑦ 申込みを受理した後は、いかなる理由があっても申込団地の変更はできません。
- ⑧ 入居後には、団地自治会に加入していただき、団地の一員として共同生活に協力していただきます。共益費の支払いや草刈り作業など共同生活者としての負担と義務が求められます。
- ⑨ 申込書に記載されていない方は入居できません。申込者及び同居者の欄には実際に市営住宅に入居する方を記入してください。申込後は、出生・死亡による場合以外で入居する方の変更は認めません。
- ⑩ 婚姻予定で申込まれる方については、入居期限日の前日までに、婚姻を確認できる戸籍謄本を提出していただきます。なお、期限までに婚姻したことを確認できない場合は、失格となります。
- ⑪ 離婚調停中(家庭裁判所へ申し立て済)を除き、申込日現在、戸籍上の配偶者がいる方が、その配偶者との別居を目的とした申込みはできません。なお、離婚調停中で申込まれる方については、入居期限日の前日までに離婚を確認できる戸籍謄本を提出していただきますが、期限までに離婚したことを確認できない場合は、失格となります。離婚調停中で申込まれる方については、P20の「誓約書(離婚調停中)」を添付してお申込みください。
- ⑫ 自家所有者(登記簿上の名義人及び共有名義人)の申込みは原則としてできません。ただし、入居期限日の前日までに自家を処分する予定の方、また差し押さえ等により自家所有者でなくなる方については、他の入居資格要件を満たしていれば、申込時に自家所有者であっても申込みができます。この場合、入居期限日の前日までに、その自家処分したことを証明する書類(所有権移転後の登記簿謄本等)が必要となります。なお、期限までに自家処分したことを確認できない場合は、失格となります。自家所有者で申込まれる方については、P21の「誓約書(自家売却中)」を添付してお申込みください。
- ⑬ シルバーハウジング住宅に申込まれる方は、P17「11. シルバーハウジングについて(1)対象世帯」に該当されない方の申込みはできません。お申込みの際は、P22の「誓約書(シルバーハウジング)」を添付して下さい。
- ⑭ 車椅子使用者向け住宅に申込まれる方は、P17「12. 車椅子使用者向け住宅について(1)対象世帯」に該当されない方の申込みはできません。お申込みの際は、P23の「誓約書(車椅子使用者向け)」を添付してください。
- ⑮ 申込みの際に提出した書類は、お返しできません。
- ⑯ 正当な理由がなく入居を辞退することはご遠慮ください。

3. 申込資格

申込日現在で、次の(1)～(11)の条件をすべて備えていることが必要です。

- (1) 現に住居に困窮している人。
- (2) 申込日現在、静岡市に住民登録または勤務場所があること。
- (3) 次の④または⑤に該当する家族構成の世帯
 - ④原則として夫婦または親子を主体とした家族。(婚約者を含む)
 - ※ 不自然に世帯を分離した申込みや、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。(前ページ⑥参照)
 - ※ 婚姻予定の方は、入居期限日の前日までに入籍できる人。(前ページ⑩参照)
 - ※ 離婚調停中の場合を除き、夫婦を分割しての申し込みはできません。(前ページ⑪参照)
 - ⑤下記(ア)～(オ)のいずれかに該当し、一人での生活ができる単身者。

単身申込資格

 - (ア) 60歳以上の人
 - (イ) 1～4級の身体障がい者等(戦傷病者は特別項症～第6項症・第1款症)
 - (ウ) DV被害者(婦人相談所の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない人。裁判所の退去命令、接近禁止命令の申立てを行っている人で、命令の効力が生じた日から5年を経過していない人。)
 - (エ) 生活保護受給者、原爆被爆認定者、海外からの引揚者で5年を経過していない人。
 - (オ) ハンセン病療養所入所者等

※ 常時介護を必要とする人の申込は事前にご相談ください。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、申込できない場合もあります。

※ 単身申込みができるのは一部の団地(タイプ)のみです。
- (4) 申込者及び同居者に持家(共有名義を含む)がないこと。(前ページ⑫参照)
- (5) 原則、公営住宅の名義人を含む申込みではないこと。
- (6) 課税された住民税を完納している人。
- (7) 公営住宅を不正に使用したことがないこと(過去の家賃の滞納がある人・迷惑行為など)。
- (8) 確実な**連帯保証人・緊急連絡先**がある人(P8「8. 入居にあたっての注意点(4)」を参照)。
- (9) 入居契約時に家賃3ヵ月分の敷金が納められること。
- (10) 申込者及び同居する家族が暴力団員でないこと(暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員)。
 - ※ 静岡市営住宅条例等に基づき、警察署に照会を行います。
- (11) 入居予定者全員の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当すること(計算方法はP13～P15参照)。
 - ① 一般世帯：政令月収…月額158,000円以下
 - ② 裁量世帯：政令月収…月額214,000円以下(改良住宅：158,000円以下)
 - ※ 裁量世帯とは、次ページ(ア)～(ケ)のいずれかに、申込者または同居者が該当する世帯のことです。

裁
量
世
帯
と
は

- (ア) 身体障害者手帳に記載された等級が1級から4級までの人がいる世帯
- (イ) 療育手帳に記載された等級がAまたはBの人がいる世帯
- (ウ) 精神障害者福祉手帳に記載された等級が1級または2級の人がいる世帯
- (エ) 戦傷病手帳(特別項症から第6項症まで、または第1款症)の交付を受けている人がいる世帯
- (オ) 被爆者健康手帳の交付を受けている人がいる世帯
- (カ) 海外からの引揚者で5年を経過していない人がいる世帯
- (キ) 世帯主が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯
- (ク) ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- (ケ) 中学校入学前の子どもがいる世帯

※ 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置(平成24年法律第25号)第29条第1項の居住制限者、平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域その他これに準ずる地域として静岡市営住宅条例施行規則で定める地域に居住していた者につきましては、[静岡市住宅政策課 管理係 054-221-1132]までお問い合わせください。

4. 申込方法及び申込時の必要書類について

記入例をよく見て「市営住宅入居申込書」に必要事項を正確に記入してください。

※ 記入漏れがあると、受け付けられません。

申込団地は、その時募集している別紙「空家募集住宅一覧表」から選んで、記入してください。

※ 申込団地番号・申込団地名・間取り・階数を必ず記入してください。

※ 単身の方は、単身入居が可能な団地(タイプ)であるかをご確認ください。

※ シルバー・車椅子・子育て支援住宅(P17参照)へ申込みの方は、対象世帯であるかをご確認ください。

申込ハガキ2枚に切手を貼り、申込者の郵便番号・住所・氏名を正確に記入してください。

「必要書類」

①優遇措置(※ P6参照)に該当する方は、それを証明する書類を添付してください。

②離婚調停中でお申込みの方は、「誓約書(離婚調停中)」P20に記入し添付してください。

③自家売却中でお申込みの方は、「誓約書(自家売却中)」P21に記入し添付してください。

④シルバーハウジング住宅へお申込みの方は、「誓約書(シルバーハウジング)」P22に記入し添付してください。

⑤車椅子利用者向け住宅へお申込みの方は、「誓約書(車椅子利用者向け)」P23に記入し添付してください。

「市営住宅入居申込書」と、上記「必要書類」を専用封筒に入れて、切手を貼り郵送してください。

5. 優遇措置該当世帯

下記に該当する世帯に、優遇措置として、抽選番号を2つ付与します。

優遇措置に該当する方は、「市営住宅入居申込書」の他に次の書類が必要です。**必ず下表の書類を同封して申込みをしてください。書類で確認できない場合は、優遇措置は受けられません。**提出書類に虚偽、不正があることが判明した場合は、失格となります。

なお、新築、子育て支援期限付き、シルバーハウジング及び車椅子利用者向け住宅の募集は、優遇措置の対象とはなりません。

世帯	世帯要件	添付書類
心身障がい者世帯 (右欄のいずれかに該当する方が一人以上いる世帯)	身体障害者手帳に記載された等級が1級～4級までの方	身体障害者手帳のコピー
	精神障害者保健福祉手帳に記載された等級が1級または2級である方	精神障害者保健福祉手帳のコピー
	療育手帳に記載された等級がAまたはBの方	療育手帳のコピー
難病患者等世帯	障害者総合支援法に規定する難病等の方	特定疾患医療受給者証のコピーまたは医師の診断書(1年以内のものに限る)
母子、父子世帯(申込日現在、離婚調停中の人は除く)	配偶者のいない申込本人が、現に20歳未満の子を扶養している世帯(母子または父子のみで構成されている世帯に限ります)	住民票(コピー不可) ①続柄・本籍記載のもの ②発行日が3ヵ月以内のもの ※マイナンバーの記載のない原本
65歳以上世帯	申込日現在、満65歳以上の老年人だけで構成されている世帯	住民票(コピー不可) ①続柄・本籍記載のもの ②発行日が3ヵ月以内のもの ※マイナンバーの記載のない原本
多数回落選者世帯	平成30年度・令和元年度(平成31年度) の募集で、各年度につき1回ずつ以上抽選にはずれた世帯 ※当選後に辞退または失格となった場合は、次の申込は1回目となりますので優遇措置の適用は無くなります。	落選ハガキ2枚のコピー (裏表のコピー) ※必ずコピーを送ってください。
その他	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条の居住制限者、平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域その他これに準ずる地域として静岡市営住宅条例施行規則で定める地域に居住していた者	詳しくは お問い合わせください [問い合わせ先] 静岡市住宅政策課 管理係 054-221-1132

- ※ マイナンバーが記載されている場合は、マジック等で塗りつぶし、コピーしたものを提出してください。
住民票についてはマイナンバーの記載のない原本を提出してください。
- ※ 申込者が募集戸数に満たない場合あるいは申込者と募集戸数が同数の場合には、申込者全員が仮当選者となりますので、優遇措置の適用はありません。
- ※ 優遇措置の添付書類は、申込みの都度必要です。

6. 当選者の決定方法

市営住宅申込の仮当選者は、公開抽選にて決定します。仮当選者は改めて入居資格審査を行います。審査に合格した方が正式に市営住宅入居者として決定します。

抽選により、仮当選となった場合でも必ず入居できるわけではありませんのでご注意ください。

抽選会は、公平を期すために公開で行っています。抽選の結果を早く知りたい方や、抽選会をご覧になりたい方は、ご来場ください。

なお、抽選会に欠席されても結果には一切影響ありません。

(1) 抽選番号の通知

①有効な申込みについては、申込期間終了後に抽選番号を記入したハガキをお送りいたします。

②抽選会の日時・場所は、ハガキに記載されております。

※ ハガキに切手が貼られていない場合、あて先が不正確な場合は通知できません。

(2) 公開抽選

①抽選は、団地・間取り・階数別に抽選器を使って行います。

②申込者それぞれの抽選番号に応じて、番号を付けた玉を抽選器の中に入れてまわして、出た玉の番号の方が仮当選者となります。

(3) 抽選会でのご協力

抽選会当日、来場者の中から代表の方に抽選の立会い(抽選器に入れる玉の確認、抽選器の中が空であるかの確認)をお願いしています。

(4) 抽選結果の通知

公開抽選後、該当者全員に抽選結果の通知をします。

なお、多数回落選の優遇措置を受けるためには落選ハガキが必要となりますので、落選ハガキは保管しておいてください。

※ ハガキに切手が貼られていない場合、あて先が不正確な場合は通知できません。

(5) 補欠者の取扱い

仮当選者の中から、辞退者・失格者が生じた場合に備えて、あらかじめ抽選会において補欠者を決定しておきますが、仮当選者の中に辞退者・失格者がいない場合は、**次期空家募集申込開始日の前日で補欠者としての資格を失い、落選者として取り扱うこととなります。**

7. 入居資格審査（仮当選者）について

(1) 仮当選者の入居資格審査

抽選後、仮当選者に対して下記の「対応窓口」にて入居資格審査を行います。日程等については別途お知らせしますので、提出期限を厳守の上、各「対応窓口」まで書類を持参してください。

(P10「9. 入居資格審査に必要な書類」参照)

[対応窓口] ①静岡事務所(静岡庁舎5階) ……葵区、駿河区の仮当選者

②清水事務所(清水庁舎2階) ……清水区の仮当選者

(2) 補欠者の入居資格審査

仮当選者の中から、辞退者・失格者が生じたため、補欠者が繰り上げ仮当選者となった場合に、改めて入居資格審査を行います。

(3) 審査による失格

入居資格審査により下記のような場合には、失格となりますのでご注意ください。

- ①申込資格に該当しない方が申込みをした場合。
- ②申込書に事実と違うことを記載して申込みをした場合。
- ③入居資格審査に必要な書類を指定した提出期限までに提出しない場合。

8. 入居にあたっての注意点

(1) 敷金について

入居前に家賃の3ヵ月分の金額を敷金として納入していただきます。

(2) 家賃について

家賃の納入は、口座振替となります。

(3) 部屋の下見について

入居資格審査書類が揃い、部屋の準備ができた時点で、ご紹介します。

(4) 「連帯保証人」及び「緊急連絡先」について

入居する前に、「連帯保証人」及び「緊急連絡先」を1名ずつ立てていただきます。

①「連帯保証人」は、下記(ア)～(ウ)すべてに該当することが必要です。

(ア)原則として、国内在住の方

(イ)保証能力のある方(市・県民税または固定資産税が課税され、完納していること)

※ ただし、公営住宅に住んでいる方は、家賃の滞納がないこと。

※ 請書提出時に納税証明書・印鑑登録証明書をご提出いただきます(コピー不可)。

(ウ)日本国籍の方、もしくは永住者か特別永住者

※ 外国籍の方は「特別永住者証明書」または永住者と記載された「在留カード」のコピーまたは住民票原本(在留資格記載のもの)

②「緊急連絡先」は、入居者の親族。または市内に居住、もしくは勤務する方。

(5) ペット類飼育の禁止について

市営住宅(敷地内を含む)では、犬、猫などの**ペット類の飼育はできません**(一時的な預かりも含む)。**ペット類を飼育した場合には、市営住宅を明け渡していただくことになります。**

(6) 浴槽・風呂釜について

浴槽・風呂釜がない住宅は入居者の負担で設置していただきます。入居決定後にご自身で浴槽及び風呂釜の設置を手配してください。

(7) 入居する部屋について

空家は、前入居者が退去した後、部分的修繕を行います。損傷の程度により修繕の内容が異なりますので、ご了承ください。なお、修繕内容は、おおむね次の①～④のとおりです。

①新しく取替を行っているところ

(ア)畳表替え

(イ)ふすまの表替え

(ウ)玄関扉の鍵(鍵の所有は入居者のみで、市では合鍵を保管しておりません)

②部分的な修繕を行っているところ

(ア)床、壁、天井等は、汚れ・破損の著しい箇所のみ修繕しています。

(イ)汚れ、破損が軽微な場合は、清掃・部分補修のみとしています。

例)壁クロス4面の場合の内、1面のみ破損の著しい場合は、1面のみ張替えをしています。

(ウ)設備と点検

・風呂釜・浴槽(市で設置してある住宅)、流し台、ガス台、シロッコファン、便器は、従前のも
のを清掃・点検して使用しています。

・電気・給排水・ガス設備の点検及び建具の開閉調整を行っています。

③清掃

(ア)新築ではありませんので、多少の汚れがあります。

(イ)清掃は入居後に各自で行ってください。

④その他

原則として、居室の照明器具、換気扇、網戸は設置してありません。

(8) 虚偽・不正による入居

入居後、虚偽・不正による入居が判明した場合は、入居決定を取り消し、住宅を明け渡していただきます。

(9) 特定目的住宅の明け渡し、または入居制限について

以下の場合、その住宅を明け渡し、または退去していただきます。

①車椅子利用者向け住宅に入居後、入居者が車椅子利用者向け住宅の入居資格を失った場合

②子育て支援枠での入居後、10年間の期間満了時まで退去

(10) 自治会(町内会)活動への協力

快適な団地生活を送るため、入居者が相互に協力していかななくてはならないことがたくさんありますので、入居者は自治会(町内会)に加入し相応の負担・活動をしていただくことになっております。

具体的には、①自治会費の負担

②共益費(維持管理に要する費用を含む)の負担

例)階段灯・集会所・水道ポンプ電気料・汚水処理施設等の維持費・共用水栓水道料・エレベーターの維持費・ケーブルテレビ放送設備使用料・共同排水管の清掃・樹木の手入れ

③その他自治会(町内会)への参加・協力

(11) 家賃決定のための収入申告書

- ①家賃については、毎年「収入申告」を行っていただき、翌年度の家賃額を決定いたします。
- ②「収入申告」のない場合には、原則「近傍同種の家賃」になります。
 - ※ 「近傍同種の家賃」とは、民間賃貸住宅と同等の家賃のことです。

(12) 退去時について

- ①畳の表替えと、ふすまの表替りを負担していただきます。その他の費用については、退去検査時に確認します。
 - ※ 負担金については、入居時にお預かりしている敷金を充当した上で、不足分は入居者の実費負担となります。
- ②各自取り付けたものは撤去し、入居した時の状態に戻していただきます。
- ③ごみ(大型ごみも含む)は必ず処分してください。清掃・片付け費用についても退去者負担となります。

(13) その他

- ①家族の異動(出生、転出、転入、死亡等)がある場合は、届出または申請が必要となります。(※状況に応じて家賃が変わることがあります。)また、長期にわたる傷病などで世帯収入の大幅な減少が見込まれ、家賃の納付が困難となる場合などには、ご相談ください。
- ②申込者本人または同居しようとする方が、暴力団員である場合は入居できません。
なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、または暴力団員になったことが判明した場合は、住宅の明け渡しの対象となります。
- ③市営住宅は集合住宅であり、生活習慣・生活様式・生活形態が違う人が住んでいます。ある程度の生活音は避けられません。深夜早朝は、特に音に対するトラブルを予防するために、お互い気をつけましょう。
- ④入居者間の個人的トラブルについては、**原則、公社は関与しません。**

9. 資格審査に必要な書類（書類の有効期間は3ヵ月以内です）

仮当選した方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の項目をご覧のうえ、世帯員の各人について該当する書類を入居資格審査時にご持参ください。

- ※ 以下およびP11～12の証明書類の説明をよく読み、揃えてください。
- ※ **マイナンバーが記載されている場合は、マジックで塗りつぶし、コピーしたものを提出してください。**
- ※ **原本による証明書は「マイナンバーの記載のないもの」を提出してください。**

●全世帯の方が必要となるもの

- ①住民票 ・世帯全員の本籍・続柄記載、発行日が3ヵ月以内のもの
 - ※ 婚約中・別居中の親族と申込む場合は、双方の世帯全員の住民票が必要です。
 - ※ 優遇措置を受けるために、申込時点で住民票(記載省略無し)を提出済の方は不要です。
- ②誓約書 (P24)

●給与収入がある

証明書類の説明	右ページの(1)	右ページの(2)	右ページの(3)	右ページの(6)	右ページの(8)	右ページの(10)
必要な証明書類 内容	納税証明書 (名義人のみ)	課税証明書 (成年者全員)	給与源泉徴収票	収入証明書	退職証明書	健康保険証
平成31年1月1日以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	×	×	○
平成31年1月2日以後から 現在の会社に勤務している方	○	○	×	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明	右ページの(1)	右ページの(2)	右ページの(4)	右ページの(7)	右ページの(8)	右ページの(10)
必要な証明書類 内容	納税証明書 (名義人のみ)	課税証明書 (成年者全員)	確定申告書	収入証明書	退職証明書	健康保険証
事業所得者の方 (平成31年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	×	×	○
事業所得者の方 (平成31年1月2日以後に事業を開始した方)	○	○	×	○	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明	右ページの(1)	右ページの(2)	右ページの(5)		右ページの(10)
必要な証明書類 内容	納税証明書 (名義人のみ)	課税証明書 (成年者全員)	国民(老齢)年金・ 厚生(老齢)年金等 源泉徴収票	年金基金・各種共済 年金等源泉徴収票	健康保険証
国民(老齢)年金・厚生(老齢) 年金を受けている方	○	○	○	×	○
上記年金のほかに年金基金・ 各種共済年金も受けている方	○	○	○	○	○

※平成31年1月2日以降に会社を退職された方は右ページ(8)も必要となります。

●無職・無収入の方

証明書類の説明	右ページの(1)	右ページの(2)	右ページの(8)	右ページの(9)	右ページの(10)
必要な証明書類 内容	納税証明書 (名義人のみ)	課税証明書 (成年者全員)	退職証明書	生活保護 受給証明書	健康保険証
遺族年金・障害年金・障害手当 金・母子年金等を受けている方	○	○	×	×	○
生活保護を受けている方	×	×	×	○	×
申込者・同居者・婚約者が無職・ 無収入の方	○	○	○	(平成31年1月以 後会社を退職し た方のみ必要)	○

●状況により必要とする書類 ※原本による証明書は「マイナンバーの記載がないもの」を提出してください。

申込者等の状況	必要な書類
母子、父子家庭の人・単身入居の人・別居中の家族と申込む人。 ※家族で申込む場合であっても、世帯状況により、戸籍謄本の提出を依頼することがあります。	戸籍謄本 ① 現在独身であることの証明、離死別の事実、親子関係、子の親権等確認できるもの ※状況により「改製原戸籍謄本」の提出を依頼することがあります。
障がいがある人	障害者手帳
公営住宅に住んでいる人	公営住宅居住証明書
結婚予定の人	婚約証明書
単身入居の人	単身入居の入居資格認定のための申立書
離婚調停中の人	家庭裁判所発行の事件係属証明書
持家を売却した人	不動産売買契約書
DV被害を受けている人	一時保護もしくは婦人保護もしくは婦人保護施設における証明書、または裁判所の退去命令もしくは接近禁止命令の決定書
外国籍の人	パスポート、在留カード等

※ その他入居資格を確認するために上記以外の書類が必要となることがあります。

※ コピーはご自身でお取りください。まちづくり公社でのコピーはできません。ご協力をお願い致します。

● 証明書類の説明

- (1) ^{のうぜい}納税証明書(各市町村で発行している市税等の滞納がないことの証明書) ※マイナンバーの記載のない原本
 - ・ 静岡市では、市民税・県民税納税証明書(葵・駿河・清水各区役所の2階市税証明センターで発行)
 - ・ **名義人となる方のみ必要**です。
 - ・ 令和2年4月～6月までの申込の場合・・・平成30年度の納税証明書
(平成30年1月1日現在、他の市町村に住居登録していた人は、該当する市町村で入手してください。)
 - ・ 令和2年7月～令和3年3月までの申込の場合・・・令和元年度の納税証明書
(平成31年1月1日現在、他の市町村に住居登録していた人は、該当する市町村で入手してください。)
- (2) ^{かぜい}課税証明書(各市町村で発行している所得証明書) ※マイナンバーの記載のない原本
 - ・ 静岡市では、市民税・県民税課税証明書(葵・駿河・清水各区役所の2階市税証明センターで発行)
 - ・ **成年者全員が必要**となります。(未成年者でも、所得のある方は必要となります。)
 - ・ 令和2年4月～6月までの申込の場合・・・令和元年度の課税証明書(平成30年分の収入)
(平成31年1月1日現在、他の市町村に住居登録していた人は、該当する市町村で入手してください。)
 - ・ 令和2年7月～令和3年3月までの申込の場合・・・令和2年度の課税証明書(平成31年分(令和元年分)の収入)
(令和2年1月1日現在、他の市町村に住居登録していた人は、該当する市町村で入手してください。)
- (3) 給与の源泉徴収票(コピー)
 - ・ 勤務先が発行し、勤務先の社印または代表者印が押印してあるものがが必要です。
 - ・ 令和2年4月～12月までの申込の場合・・・平成31年分(令和元年分)の源泉徴収票
 - ・ 令和3年1月～令和3年3月までの申込の場合・・・令和2年分の源泉徴収票
- (4) 確定申告書(コピー)
 - ・ 令和2年4月～12月までの申込の場合・・・平成31年分(令和元年分)の確定申告書
 - ・ 令和3年1月～令和3年3月までの申込の場合・・・令和2年分の確定申告書
- (5) 年金等源泉徴収票(コピー)
 - ・ 令和2年4月～12月までの申込の場合・・・平成31年分(令和元年分)の年金等源泉徴収票
 - ・ 令和2年1月～令和3年3月までの申込の場合・・・令和2年分の年金等源泉徴収票
- (6) 収入証明書
 - ・ 所定の「収入証明書」(P25)に勤務先からの証明を受けてください。
- (7) 収入証明書(事業所得者)
 - ・ 所定の「収入証明書(事業所得者)」(P26)に記入してください。
- (8) 退職証明書
 - ・ 平成31年1月2日以後に、転職または退職・廃業等された場合に必要となります。
 - ・ 雇用保険受給資格者証(コピー)・離職票(コピー)・廃業届等(コピー)・退職日が記載されている給与の源泉徴収票(コピー)あるいは、所定の「退職証明書」(P27)により退職した会社から発行されたものを提出してください。
- (9) 生活保護受給証明書
 - ・ 生活保護担当課で発行する生活保護受給の証明書
(受給対象者で氏名が全て明記されているものがが必要です。)
- (10) 健康保険証(コピー)
 - ・ 世帯員全員分が必要です。

10. 収入基準と計算方法

(収入基準の早見表は P16 に記載してあります。)

(1) 給与所得者の場合に対象となる収入

会社員などの場合は、給料・賞与・残業代などの諸手当の合計で、税金や社会保険料などを差し引く前の年間総収入が基準算定の対象となります。

勤務等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
・現在の勤務先に前年1月1日から引き続き勤務している方	前年1月1日～12月31日までの年間総収入金額 (前年分源泉徴収票の支払金額)
・現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、申込日現在で1年以上経過している方	申込月直近から過去1年分の総収入金額
・現在の勤務先に就職してから申込日現在で1年を経過していない方	$\left[\frac{\text{収入(就職月から申込月まで)}}{\text{勤務月数(就職月から申込月まで)}} \times 12 \right]$ + 賞与 上記の式で計算される推定の年間総収入金額

上記により算出した収入に基づき次のとおり所得を算定します。

給与収入金額(円)	給与所得金額(円)
～651,000未満	0
651,000以上 ～ 1,619,000未満	給与収入金額 - 650,000
1,619,000以上 ～ 1,620,000未満	969,000
1,620,000以上 ～ 1,622,000未満	970,000
1,622,000以上 ～ 1,624,000未満	972,000
1,624,000以上 ～ 1,628,000未満	974,000
1,628,000以上 1,800,000未満	$A \times 2.4$
1,800,000以上 3,600,000未満	$(A \times 2.8) - 180,000$
3,600,000以上 6,600,000未満	$(A \times 3.2) - 540,000$

(2) 事業所得者などの場合に対象となる収入

自営業者などで税金を自主申告(納付)する方は、総収入金額から必要経費を控除した額の事業所得・利子所得・配当所得などの年間総所得金額が対象になります。

勤務等の状況	対象となる期間及び金額の計算方法
・前年1月1日以前から申込日現在まで同じ事業を営んでいる方	前年1月1日～12月31日までの年間総所得金額(前年分所得税確定申告または所得証明書の所得額の金額)
・前年1月2日以降に現在の事業を開始し、1年以上経過している方	申込月から過去1年間で得た総所得金額
・現在の事業を開始してから申込日現在で1年を経過していない方	$\frac{\text{収入(事業開始月から申込月まで)} - \text{必要経費}}{\text{事業月数(事業開始月から申込月まで)}} \times 12$ 上記の式で計算される推定の年間総所得金額

(3) 年金所得者の場合に対象となる収入

国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、年金基金、各種共済年金などの年金で、所得税が課税されるものが対象となります。

上記の年金収入に基づき次のとおり所得を算定します。

年齢	年金収入金額(円)	年金所得金額(円)
満65歳未満	～700,000以下	0
	700,001以上 ～ 1,300,000未満	年金収入金額 - 700,000
	1,300,000以上 ～ 4,100,000未満	年金収入金額 × 0.75 - 375,000
	4,100,000以上 ～ 7,700,000未満	年金収入金額 × 0.85 - 785,000
	7,700,000以上～	年金収入金額 × 0.95 - 1,555,000
満65歳以上	～1,200,000以下	0
	1,200,001以上 ～ 3,300,000未満	年金収入金額 - 1,200,000
	3,300,000以上 ～ 4,100,000未満	年金収入金額 × 0.75 - 375,000
	4,100,000以上 ～ 7,700,000未満	年金収入金額 × 0.85 - 785,000
	7,700,000以上～	年金収入金額 × 0.95 - 1,555,000

(4) 市営住宅入居申込みの収入に含まれないもの

- ・障害年金
- ・労災保険給付金
- ・生活保護による扶助費
- ・休業補償
- ・雇用保険給付金
- ・遺族年金
- ・仕送り
- ・退職金
- ・一時所得(生命保険契約などの満期返戻金)
- ・その他

(5) 申込家族の中で収入のある方が2人以上いる場合

入居しようとする家族の中に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ上記(1)～(3)の計算方法に従って、年間総所得金額を算出して、合算してください。

(6) 各種控除の内容および控除額

この表は、収入基準の政令月収を算出するときに必要です。

控除項目	控除の内容	控除額	
1 同居控除	入居申込家族及び別居の扶養親族(申込者本人は含みません)	1人につき380,000円	
特別控除対象者	2 特定扶養親族	16歳以上22歳以下の扶養親族 (前年所得 38万円以下)	1人につき250,000円
	3 老人扶養親族	70歳以上で、収入のある人の扶養親族 (前年所得 38万円以下)	1人につき100,000円
	4 老人配偶者	70歳以上の控除対象配偶者 (前年所得 38万円以下) ※ 老人扶養と重複して控除することはできません。	
	5 障がい者	①特別障害者(手帳を交付されている人) 申込者本人または配偶者・扶養親族が下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当 (ア)精神障害 1級 (イ)1・2級の身体障害者 (ウ)療育手帳「A」級者	1人につき400,000円 ②とは重複して控除することはできません。
		②普通障害者(手帳を交付されている人) 申込者本人または配偶者・扶養親族が①以外に該当	1人につき270,000円 ①とは重複して控除することはできません。
	6 寡婦	申込者本人または扶養親族が、下記①～③のいずれかに該当 ①夫と死別、離婚、生死不明となった後、婚姻せず、扶養親族がある場合 ②扶養親族がいなくても、死別、生死不明となった後、婚姻せず、前年中の所得金額が500万円以下の場合 ③非婚のひとり親で、子供を扶養している場合	270,000円 所得金額が27万円未満のときは当該所得金額
	7 寡夫	①妻と死別、離婚、生死不明となった後、婚姻せず生計をともにする扶養親族である子を有し、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ②非婚のひとり親で、子供を扶養している場合	

(7) 政令月収の計算方法

P13～P14で算出した合計年間総所得金額から控除額を差し引き、それを12で割り政令月収を計算してください。

$$\left[\text{世帯全員の合計年間総所得金額} - \text{控除額合計} \right] \div 12 = \text{政令月収}$$

※ 所得金額とは、「給与所得者の方」は源泉徴収票での給与所得控除後の金額、「自営業の方」は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差し引いた金額です。

※ 平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域その他これに準ずる地域として静岡市営住宅条例施行規則で定める地域に居住していた方については、〔静岡市住宅政策課 管理係 054-221-1132〕までお問い合わせください。

(8) 収入基準早見表(特別控除対象者がいない場合です)

①給与収入金額で見る早見表(公的年金は除く)

収入及び所得を得ている方が一人の場合で、源泉徴収票では「支払金額」です。

(単位:円)

年間総収入金額	同居及び扶養親族(本人を含む)	単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	0 }	2,967,999	0 } 3,511,999	0 } 3,995,999	0 } 4,471,999	0 } 4,947,999
裁量世帯	0 }	3,887,999 (2,967,999)	0 } 4,363,999 (3,511,999)	0 } 4,835,999 (3,995,999)	0 } 5,311,999 (4,471,999)	0 } 5,787,999 (4,947,999)	0 } 6,263,999 (5,423,999)

※ ()内の金額は、改良住宅団地に適用されます。

②所得金額で見る早見表

所得証明書の所得金額又は源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」です。下の表は入居者全員の合算額です。

(単位:円)

年間総所得金額	同居及び扶養親族(本人を含む)	単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	0 }	1,896,000	0 } 2,276,000	0 } 2,656,000	0 } 3,036,000	0 } 3,416,000
裁量世帯	0 }	2,568,000 (1,896,000)	0 } 2,948,000 (2,276,000)	0 } 3,328,000 (2,656,000)	0 } 3,708,000 (3,036,000)	0 } 4,088,000 (3,416,000)	0 } 4,468,000 (3,796,000)

※ ()内の金額は、改良住宅団地に適用されます。

11. シルバーハウジングについて

60歳以上の高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備があり、生活援助員(LSA：ライフサポートアドバイザー)が配置された市営住宅です。

(1) 対象世帯

- ① 1DK：60歳以上の単身者、2DK：60歳以上の2人世帯
- ② 日常生活(歩行、炊事、洗濯、入浴、排泄等)の自立活動ができ、また自治会活動に自ら参加することができる方。
- ③ 日に3回の生活援助員の訪問受入れが可能な方

(2) 対象団地

「シルバーハウジング住宅一覧表」で確認してください(P37参照)。

12. 車椅子利用者向け住宅について

車椅子を使用している方が、支障なく日常生活を送れるよう設計された市営住宅です。

(1) 対象世帯

- ① 申込本人または同居親族が、肢体不自由2級以上(下肢または体幹機能障害の場合は3級以上)の身体障害者手帳の交付を受けている。
- ② ①の身体障害者手帳を交付されている者が、部屋の内外を問わず、車椅子を常用している。

(2) 対象団地

「車椅子利用者向け住宅一覧表」で確認してください(P38参照)。

(3) 明け渡しについて

特定目的住宅の明け渡しについて(P9 (9)①参照)。

13. 子育て世帯の優先入居について

静岡市では子育て世帯の居住の安定を図るため、一部の住宅タイプに「子育て支援枠」を設定し、子育て世帯の優先的な入居を前提とした募集を行っています。

(1) 目的

子育て世帯の居住の安定確保を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めるため。

(2) 対象世帯

申込時、家族全員が40歳以下で、夫婦と小学校6年生以下の子供で構成された世帯。

※ 母子家庭・父子家庭の方は、申込みができません。

(3) 入居制限

最長10年間とし、期間満了時には退去。(P9 (9)②参照)

※ 対象団地については、「空家募集住宅一覧表」でご確認ください。

団地の募集すべてが子育て支援募集となる訳ではありません。

14. 市営住宅の駐車場について

(1) 市営駐車場

下記に記載されている団地は、静岡市が管理する駐車場があります。

区	団地名	料金 (円/月)
駿河区	中島	5,238
清水区	清水折戸	4,100
清水区	清水羽衣	4,100
清水区	清水高橋	5,200
清水区	清水下野南	5,200
清水区	清水蜂ヶ谷	5,200
清水区	清水旭ヶ丘	5,200
清水区	清水能島	4,100
清水区	清水能島西	4,100
清水区	清水横砂	5,200
清水区	清水興津東町西	5,200

区	団地名	料金 (円/月)
清水区	清水下野東	5,200
清水区	清水三光町	5,200
清水区	清水船越	5,200
清水区	清水北矢部	5,200
清水区	清水緑が丘	4,100
清水区	清水西久保	5,200
清水区	清水追分	5,200
清水区	由比南	3,100
清水区	阿僧	3,100
清水区	室野	3,100

〈令和2年4月1日現在〉

※ 赤色の団地は、1戸につき1台分の駐車場があります。

※ 葵区には市営の駐車場はありません。

(2) 団地組合駐車場

P33～P38の「住宅一覧表」の駐車場欄に「組合」と記載されている団地には、団地自治会が民有地等を借りて管理運営している駐車場があります。入居後、詳細は団地の管理組合にお問い合わせください。

(3) 市営駐車場の使用に関する注意事項

- ①申込みは、駐車場使用申込書に車検証の写しを添付して申し込んでください。
- ②申込みできる人は、市営住宅入居者で自ら自己の用に供する自動車を所有する人です(車検証記載の使用者が申込者もしくは同居の親族名義になっていない場合は、所定の使用証明が必要となります)。
- ③対象となる自動車は、幅員1.8メートル以内、全長5.5メートル以内、車両重量2トン以下のものに限りです。
- ④申込みは、1世帯1台のみで、入居名義人または同居者以外の使用はできません。
- ⑤空き駐車場がない場合は、空き待ちとなりますので、すぐに利用できるとは限りません。
- ⑥団地によっては部屋ごとに、駐車場の区画が決まっています。

申込時および資格審査時に必要な書類（様式）一覧

申込時

※該当者

誓約書（離婚調停中）	……………	P20
誓約書（自家売却中）	……………	P21
誓約書（シルバーハウジング）	……………	P22
誓約書（車椅子使用者向け）	……………	P23

資格審査時

誓約書 ※ 入居者全員	……………	P24
収入証明書	……………	P25
収入証明書（事業所得者）	……………	P26
退職証明書	……………	P27
単身入居者資格認定のための申立書	……………	P28
婚約証明書	……………	P30

誓 約 書

(離婚調停中)

私は、 年 月の市営住宅空家募集に入居申込みをするにあたり、家庭裁判所に申し立て、配偶者と離婚調停中のため、母子世帯・父子世帯・単身世帯で申込みをします。

ただし、入居期限日の前日までに離婚が成立しない場合及び、資格審査時にその事件係属証明書を提出できない場合は、入居資格がなくなることを了解し、市営住宅に入居しないことを誓約します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申込者住所 _____

申込者氏名 _____ 印

* 申込者氏名は、本人が署名又は記名捺印して下さい。

誓 約 書

(自家売却中)

私は、 年 月の市営住宅空家募集に入居申込みをしますが、現在、所有(共有)している住宅が、入居期限日の前日までに所有権の移転が成立しなかった場合は、入居資格がなくなることを了解し、市営住宅に入居しないことを誓約します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申込者住所 _____

申込者氏名 _____ 印

* 申込者氏名は、本人が署名又は記名捺印して下さい。

誓 約 書 (シルバーハウジング)

私および同居家族が、シルバーハウジング住宅への入居を申し込むにあたり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

- 1 入居するにあたり、次の日常生活の自立活動が可能です。
 - ① 歩 行
 - ② 炊事・洗濯
 - ③ 入浴・排泄
- 2 現在、介護支援を受けて生活をしておりません。
- 3 団地の自治会活動に自ら参加が可能です。
- 4 生活援助員による日に3回の訪問の受入れが可能です。

審査時または入居決定後に、上記誓約事実との相違が判明した場合には、使用許可を取り消されても異議はありません。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申込者住所 _____

申込者氏名 _____ 印

* 申込者氏名は、本人が署名又は記名捺印して下さい。

誓約書

- 1 市営住宅入居申込書の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 犬、猫等のペット類は、決して飼育しません。
- 3 私および同居しようとする親族（入居決定後の同居親族を含む）は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員ではありません。

なお、上記のことが事実と相違する場合は、入居の決定および入居決定後において使用許可を取り消されても異議はありません。

入居が決定した時は、市の定める入居条件を厳守することを誓約します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申込者住所 _____

申込者氏名 _____ 印

* 申込者氏名は、本人が署名又は記名捺印して下さい。

収 入 証 明 書

前年の1月以降に転職または新規就職された方は、必要です。

氏 名		職 種	
勤務開始日	年	月	日

税込の支払金額(賞与は、賞与欄に)を最近のものから、さかのぼり記入してください。

①	年 月分		賞 与		
②	年 月分		賞 与		
③	年 月分		賞与小計		
④	年 月分		備考		
⑤	年 月分				
⑥	年 月分				
⑦	年 月分				
⑧	年 月分				
⑨	年 月分				
⑩	年 月分				
⑪	年 月分				
⑫	年 月分				
給与小計					

※ 合計	円		賞与小計	
勤務月数	ヵ月	× 12	+	円

※ 推定年間総収入金額	円		所得金額	円
-------------	---	--	------	---

扶養親族	氏 名	続柄	氏 名	続柄	氏 名	続柄

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所(所在地)

支払者氏名(名称) 印

代表者氏名

(注) ※印欄には記入しないでください。公社にて、記入します。

収入証明書 (事業所得者)

氏 名		職 種	
営業開始	年	月	日

事業等を開始した月分からの収支が判明できるよう、記載して下さい。(資料の提出もお願いします)

		売 上	必要経費	所 得	備考
①	年 月分				
②	年 月分				
③	年 月分				
④	年 月分				
⑤	年 月分				
⑥	年 月分				
⑦	年 月分				
⑧	年 月分				
⑨	年 月分				
⑩	年 月分				
⑪	年 月分				
⑫	年 月分				
合 計					

※ 合計 $\frac{\text{円}}{\text{勤務月数}} \times 12 = \text{円}$

※ 推定年間総所得金額 円

	氏 名	続柄	氏 名	続柄	氏 名	続柄
扶養親族						

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所(所在地)

事業者名(名称) 印

代表者氏名

(注) ※印欄には記入しないでください。公社にて、記入します。

退職証明書

様

上記の者は、 年 月 日付けをもって退職されたことを証明
いたします。

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所(居所)または所在地

氏名または名称

印

(別記様式 2)

単身入居の入居者資格認定のための申立書			
氏名	生年月日	年 月 日生 ()歳	男・女
現住所			
<p>1 あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護を必要としますか。 (該当するものにマル印を付けてください。)</p> <p>①必要とする ②必要としない</p> <p>◎上記1で「必要とする」とお答えになった方は、次の2～4の事項についてお答えください。 (該当するものにマル印を付け、或いは記入欄に記入してください。)</p>			
<p>2 現在のあなたのおすまい等の状況についておたずねします。</p> <p>(1) あなたの現在のおすまい等は ①住宅 ②施設・病院等 ③その他(具体的に)</p> <p>(2) 住宅におすまいの方におたずねします。 ・あなたの住んでいる居室の階層は ①1階 ②2階(エレベータの有無:有・無) ③3階以上(エレベータの有無:有・無) ・同居している方は ①いる ②いない</p> <p>(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。 ・施設・病院等の名称は() ・施設・病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②身体障がい者療養施設 ③病院・診療所 ④その他() ・現在の施設・病院等から公営住宅への移転を希望する理由をご記入ください []</p>			
<p>3 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。</p> <p>(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない 市町村の認定を受けている場合はその内容 (要支援、〔要介護 1, 2, 3, 4, 5 〕)</p> <p>(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。 ①使用している 福祉用具の種別() ②使用していない</p> <p>(3) 現在かかっている疾病等があればご記入ください。 []</p>			

4 あなたの現在の日常生活の基本的な動作の状況、基本的な動作に介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容及び入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護の内容についておたずねします。

表中の該当する欄にマル印を記入してください。また、介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容、入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護の内容について、具体的にご記入ください。

項 目	現在の日常生活の基本的な動作の状況			介護が必要と答えた動作に関する現在の介護の内容		介護が必要と答えた動作に関する入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護の内容	
	動作の全部が自分で可能	動作の一部に介護が必要	動作の全部に介護が必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)
① 歩 行							
② 食 事							
③ 入 浴							
④ 排せつ							
⑤ 着脱衣							
⑥ 炊事洗濯掃除等の日常家事							

(注)介護保険以外による介護とは、介護保険によらない市町村、ボランティア団体、親族等による介護

○現在受けている介護の内容(介護の内容・頻度、実施団体名等)について具体的にご記入ください。

[]

○入居申込みをした公営住宅において受けることを予定している介護の内容(介護の内容・頻度、実施団体名等)について具体的にご記入ください。

[]

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村(福祉主管部局等)に情報提供することに同意します。

年 月 日

(宛先) 静 岡 市 長

氏 名

印

※公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、必要があると認めるときは、市町村(福祉主管部局等)に意見を求めることがあります。その場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村(福祉主管部局等)に情報提供することがあります。

婚約証明書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申込者との関係 _____

証明者 住所 _____ 電話 _____

氏名 _____ 印

婚約者との関係 _____

証明者 住所 _____ 電話 _____

氏名 _____ 印

下記の二人は、年 月 日までに入籍する者であることを証明します。

記

申込者 住所 _____ 電話 _____

氏名 _____ 印

婚約者 住所 _____ 電話 _____

氏名 _____ 印

誓約書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申込者氏名 _____ 印

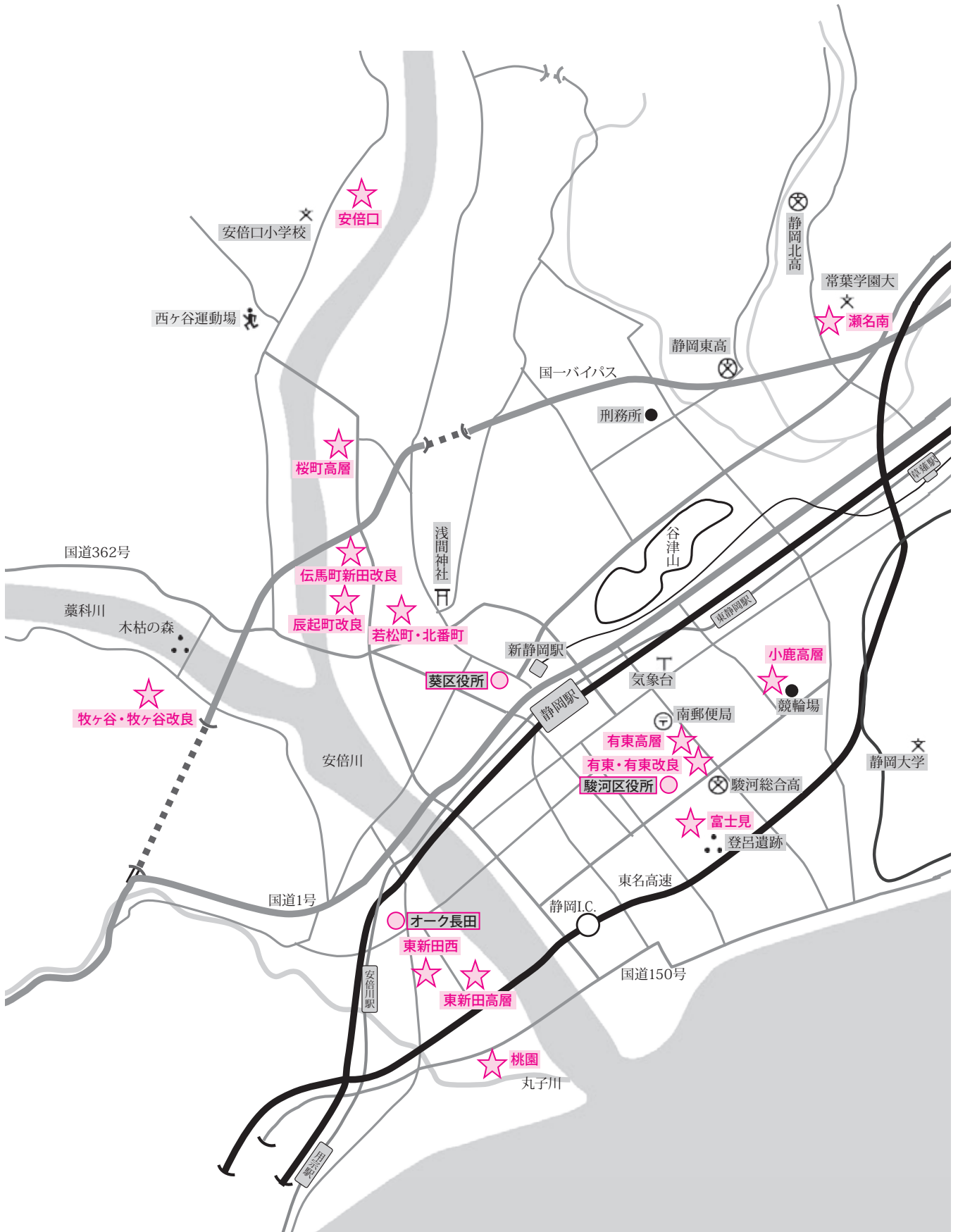
婚約者氏名 _____ 印

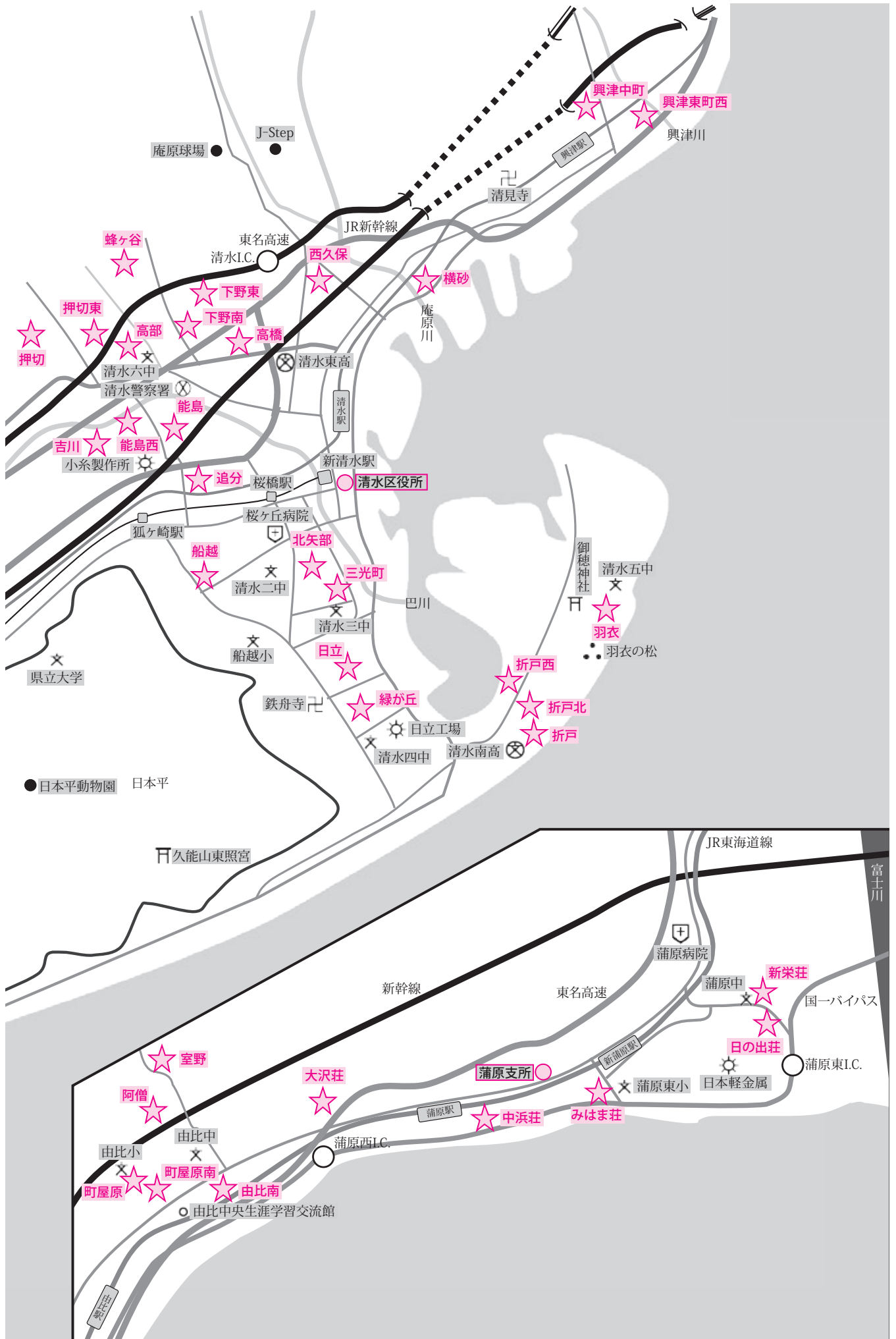
入居期限日の前日までに婚姻を確認できる戸籍謄本を提出できない場合は、入居資格がなくなることを了承し、市営住宅に入居しないことを誓約します。

- ※申込者氏名欄には、申込者本人が署名又は記名押印して下さい。
- ※証明者は原則として両親又は媒酌人にてお願いします(1人が両方の証明者になることはできません)。
- ※申込者及び証明者が親子であっても、同一の印は認められません。

静岡市営住宅位置図

☆印が市営住宅の位置です。ゴシック体の赤字が団地名です。





市営住宅一覧表

※ 下記一覧表は令和2年4月1日現在のものです。年度途中であっても、住戸改善完了にともない一覧表に記載されていない団地が募集にかかることや、設備変更にともない家賃等が変更になる場合があります。詳しくは、申込月の前月15日ごろより配布する「空家募集住宅一覧表」をご覧ください。



風 呂：×印は、風呂釜と浴槽の持込が必要です。△印は、一部設置済です。

E V：△印は、各階止まりではない、あるいは一部の棟のみ設置済です。

若松町・北番町は1・3・5・7階、瀬名南5・6棟は1・4・7階が停止階です。

駐 車 場：利用する人は各団地の駐車場組合へお申込みください。駐車場の料金は、家賃とは別になります。

多家族向メゾネット：4人以上の家族世帯が対象です。

団地名	棟	所在地	戸数	間取り	専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考								
若松町		若松町 16 番地の 1	48	3DK 和 6・6, 洋 8,DK	65.1	S60	8 階建	○	△	組合	×	26,000 ~ 51,100									
北番町		北番町 117 番地の 3	48	3DK 和 6・6, 洋 8,DK	65.1	S61	8 階建	○	△	組合	×	26,300 ~ 51,600									
桜町高層	1	桜町二丁目 8 番	26	3LDK 和 6・4.5, 洋 4.5,LDK	69.0	H7	10 階建	○	○	組合	×		30,600 ~ 60,100								
			8																		
			1																		
	16		和 6・4.5・洋 4.5,LDK	72.2																	
	2		9	和 6・4.5, 洋 5.5,LDK	70.9																
			19	3LDK 和 6・4.5, 洋 6,LDK	74.2																
17		和 6, 洋 6・4.5,LDK																			
辰起町改良	A	辰起町 4 番 15 ほか	60	2DK 和 6・4.5,DK	37.3	S46	5 階建	×	×	×	単身可	10,800 ~ 16,000									
	B		30																		
伝馬町新田改良	1 ~ 6	美川町 3 番	78	1DK 和 4.5,DK	32.7	S44 S46	6 階建	○	○	×	単身可	×	12,200 ~ 18,500	伝馬町新田改良 1 棟 ~ 8 棟は、平成 17 年度 ~ 24 年度に住戸改善済							
			20	和 6, 洋 5.5,DK	48.7								19,100 ~ 28,800								
			17	和 4.5, 洋 9,DK	49.4								19,400 ~ 29,200								
			19	和 6, 洋 6,DK	48.7								19,100 ~ 28,800								
			16	和 6, 洋 6.5,DK	49.4								19,400 ~ 29,200								
			6	3DK 和 6, 洋 6・9,DK	65.4								26,400 ~ 39,800								
			6	和 6・4.5, 洋 6,DK	65.4								26,400 ~ 39,800								
			7	2K 和 6・4.5,K	33.4								9,300 ~ 10,800								
	8		2K 和 6・4.5,K	33.4	11,200 ~ 16,700																
牧ヶ谷	B	牧ヶ谷 328 番地の 1	4	2DK 和 6・6,DK	41.4	S49	5 階建	×	×	×	単身可	11,700 ~ 22,400									
			33	3K 和 6・6, 洋 5,K	50.2							14,300 ~ 26,500									
牧ヶ谷改良	A	牧ヶ谷 321 番地	50	2DK 和 6・4.5,DK	37.3	S46	5 階建	×	×	×	単身可	10,000 ~ 14,900									
瀬名南	1	瀬名一丁目 20 番 ほか	35	3K 和 6・6, 洋 5,K	47.9	S52	5 階建	×	×	組合	単身可	×	14,700 ~ 29,000	多家族向							
			5	4K 和 6・6・4.5, 洋 4.5,K	62.6								19,300 ~ 37,900								
	2		3K	4	和 6・6・洋 4.5,K	47.9	S51	5 階建	×	×	組合	単身可	×	14,500 ~ 28,500							
				23	和 6・6, 洋 5,K	51.7								15,700 ~ 30,800							
	3		3K	4	和 6・6・洋 4.5,K	47.9	S51	5 階建	×	×	組合	単身可	×	14,500 ~ 28,500							
				23	和 6・6, 洋 5,K	51.7								15,700 ~ 30,800							
	4		3K 和 6・6, 洋 5,K	47.9	S52	8 階建	×	△	組合	×	単身可	×	15,500 ~ 30,400								
	5		3K 和 6・6・4.5,K	51.3									18,500 ~ 36,400								
安倍口	14	安倍口団地 3 番	23	2DK 和 4.5, 洋 6,DK	39.9	S43	5 階建	○	○	組合	単身可	×	15,500 ~ 30,500	H22住戸改善							
			16	2DK 和 4.5, 洋 6,DK	40.3								13,200 ~ 26,000								
	16		3DK 和 4.5, 洋 4・4.5,DK	27	2DK 和 4.5, 洋 5,DK	36.1	S45	5 階建	○	○	組合	単身可	×	13,900 ~ 27,300	H19住戸改善						
				4	3DK 和 4.5, 洋 7・4.5,DK	52.6								20,700 ~ 40,700							
	26		1LDK 洋 6,LDK	4	3DK 和 4.5, 洋 7・4.5,DK	55.7	S47	5 階建	○	○	組合	単身可	×	22,000 ~ 43,300							
				6	1LDK 洋 6,LDK	43.6								16,400 ~ 32,200							
				16	2DK 和 6, 洋 6,DK	40.5								15,100 ~ 29,800							
				6	2DK 和 6, 洋 6,DK	46.5								17,500 ~ 34,500							
				4	3DK 和 6, 洋 6・4.5,DK	63.7								24,500 ~ 48,200							
				4	3DK 和 6, 洋 6・6,DK	67								25,900 ~ 50,800							
	29		2DK 和 4.5・6,DK	2	2DK 和 4.5・6,DK	40.5	S47	5 階建	○	×	組合	単身可	×	14,600 ~ 28,700	H6住戸改善						
				6	3LDK 和 6・6, 洋 4.5,LDK	58.6								21,100 ~ 41,500							
				6	3LDK 和 4.5・6, 洋 6,DK	63.1								22,800 ~ 44,700							
				10	4DKメゾネット 和 6・4.5・4.5, 洋 7,DK	84.4								30,500 ~ 59,900							
30		9		2DK 和 6・6,DK	40.5	S47								5 階建		○	○	組合	単身可	×	14,600 ~ 28,700
31		6		2DK 和 6・6,DK	40.5	S47								5 階建		○	○	組合	単身可	×	14,600 ~ 28,700
36	4	2DK 和 6, 洋 5.5,DK	4	2DK 和 6, 洋 5.5,DK	41.4	S49	5 階建	○	○	組合	単身可	×	15,300 ~ 30,000	H18住戸改善							
			35	2DK 和 6, 洋 6,DK	50.2								18,500 ~ 36,400								

駿河区

風呂：×印は、風呂釜と浴槽の持込が必要です。

E V：△印は、各階止まりではありません。

東新田高層1・2号棟は偶数階が停止階です。

駐車場：「市」は市営駐車場です。「組合」は団地の組合が管理する駐車場です。利用する人は各団地の駐車場組合へお申込みください。駐車場の料金は、家賃とは別になります。

多家族向：4人以上の家族世帯が対象です。

団地名	棟	所在地	戸数	間取り	専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考						
東新田西	1	東新田五丁目4番	24	3DK	和6・6,洋8.5,DK	65.3	H3	4階建	○	×	組合	×	27,600 ~ 54,300						
	2		16	3DK	和6・6,洋7.5,DK	61.9						26,200 ~ 51,500							
東新田高層	1	東新田四丁目1番	168	3DK	和6・6,洋4.5,DK	55.9	S53	15階建	○	△	組合	×	19,400 ~ 38,100						
	2		140			55.9	S54					19,700 ~ 38,700							
桃園		桃園町3番1号	44	3K	和6・6,洋4,K	47.9	S50	5階建	×	○	×	単身可	15,500 ~ 30,500						
小鹿高層		小鹿二丁目5番1	9	1DK	和6,DK	46.2	H11	10階建	○	○	組合	×	単身可	21,400 ~ 42,000					
			47	2LDK	和6・4.5,LDK	60.4							H13	27,900 ~ 54,900					
			10				H11						28,200 ~ 55,300						
			15	3LDK	和6・6,洋4.5,LDK	75.4	H13						34,900 ~ 68,500						
			8		和6・6,洋5.5,LDK		35,200 ~ 69,100												
			36	3LDK	和6・4.5,洋6,LDK	75.5	H11						34,900 ~ 68,600						
29	H13	35,200 ~ 69,200																	
有東高層		有明町6番1	7	2LDK	和6,洋5,LDK	60.4	H5	8階建	○	○	組合	×	27,200 ~ 53,500						
			55	3LDK	和6・4.5,洋5,LDK	69.3							31,300 ~ 61,400						
有東改良	1	有明町10番ほか	32	2K	和6・4.5,K	31.0	4階建	×	×	組合	×	単身可	8,000 ~ 12,000						
	2		32									S40	8,200 ~ 12,200						
	3		24									S40	8,200 ~ 12,200						
	4		24									S37	7,700 ~ 11,500						
	5		24									S36	7,500 ~ 11,200						
	6		24									S36	7,500 ~ 11,200						
	7		24									S42	8,500 ~ 12,700						
	8		32									S43	8,700 ~ 13,000						
	9		32									S43	8,700 ~ 13,000						
	12		18									1DK	洋4.5,DK		33.4	S42	○	11,900 ~ 17,700	H26年度 住戸改善済
	6		2DK									和3,洋6,DK	S41						
	13		24									2K	和6・4.5,K		31.0	S37	×	7,700 ~ 11,500	
	14		24													S38		7,900 ~ 11,700	
	15		24													S38		7,900 ~ 11,700	
16	24	S39	8,000 ~ 12,000																
17	24	S43	8,700 ~ 13,000																
20	24	S41	8,400 ~ 12,500																
有東	21	有明町10番	18	2DK	和6・6,DK	40.5	S48	4階建	×	×	組合			単身可		12,500 ~ 24,600			
	22		17	2DK	和6・6,DK	40.5	S48	5階建	×	×				単身可		12,500 ~ 24,600			
	23		17	2DK	和6・6,DK	40.5	S48	5階建	×	×		単身可	12,500 ~ 24,600						
	24		20	3DK	和6・6,洋4.5,DK	55.0	S53					×	×	×	18,500 ~ 36,300				
	25		16	3DK	和6・6,洋4.5,DK	55.0	S53					×	×	×	18,500 ~ 36,300				

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考
富士見	A	登呂三丁目 14 番	10	2DK	和 6, 洋 6,DK	51.3	H14	5 階建	○	○	組合	×	24,300 ~ 47,700	
			4	2LDK	和 6, 洋 5.5,LDK	60.4							28,600 ~ 56,100	
			4	2LDK	和 6, 洋 5.5,LDK	60.7							28,700 ~ 56,400	
			10	3DK	和 6, 洋 6.5・6,DK	64.5							30,500 ~ 60,000	
			5	3DK	和 6, 洋 6.5・6,DK	65.8							31,100 ~ 61,200	
			13	3LDK	和 6, 洋 6・5.5,LDK	73.9							35,000 ~ 68,700	
	B	登呂三丁目 3 番	60	2LDK	和 6, 洋 6,LDK	62.4	H19	12 階建	○	○	組合	×	30,200 ~ 59,200	
			22	3DK	和 4.5, 洋 6・6,DK	66.8							32,300 ~ 63,400	
			32	3DK	和 4.5, 洋 6.2・6.4,DK	66.8	H23						33,000 ~ 64,700	
			34	3LDK	和 6, 洋 6.2・5.5,LDK	75.6							37,300 ~ 73,300	
	C	登呂三丁目 17 番	8	2DK	和 6, 洋 6,DK	52.9	H12	4 階建	○	○	組合	×	24,800 ~ 48,700	
			4	2LDK	和 6, 洋 6,LDK	62.0							29,100 ~ 57,100	
			8	3DK	和 6・6, 洋 6,DK	66.3							31,100 ~ 61,100	
			9	3LDK	和 6・6, 洋 6,LDK	75.5							35,400 ~ 69,600	
	D	登呂三丁目 18 番	6	2LDK	和 6・4.5,LDK	61.4	H12	3 階建	○	×	組合	×	28,800 ~ 56,600	
			6	3LDK	和 6・6, 洋 5,LDK	75.6							35,500 ~ 69,700	
	E	登呂三丁目 13 番	5	3DK	和 6, 洋 6・5,DK	64.4	H18	5 階建	○	○	組合	×	30,900 ~ 60,600	

清水区

風 呂：×印は、風呂釜と浴槽の持込が必要です。△印は、風呂釜のみ設置してあります。浴槽のみ持込が必要です。
 駐 車 場：「市」は市営駐車場です。「組合」は団地の組合が管理する駐車場です。利用する人は公社または各団地の駐車場組合へお申込みください。駐車場は限りがあります。(18ページ参照)駐車場の料金は、家賃とは別になります。

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考	
清水日立		日立町 5 番 1 号	24	3K	和 6・4.5, 洋 3,K	39.6	S43	4 階建	×	×	×	単身可	10,300 ~ 20,200		
清水折戸	1	折戸三丁目 4 番 1 号 ほか	24	2LDK	和 6・4.5,LDK	62.9	H7	4 階建	○	×	市 組合	×	25,800 ~ 50,700		
	2		和 6・4.5,LDK		62.9	H6	25,500 ~ 50,100								
	8		16	3DK	和 6・6・6,DK	62.7	H3		×				22,700 ~ 44,500		
	9		14		和 6・6・4.5,DK	61.3	H3						22,200 ~ 43,500		
	10		24		和 6・6, 洋 6,DK	66.6	H6		○				27,000 ~ 53,000		
	11		24		和 6・6, 洋 6,DK	66.6	H5						26,700 ~ 52,400		
	12		24		和 6・4.5, 洋 6,DK	62.9	H4		×				24,800 ~ 48,800		
	13		22		和 6・6・4.5,DK	60.1	H1						21,100 ~ 40,100		
清水折戸北	1	折戸二丁目 8 番 1 号	30	3DK	和 6・4.5・4.5,DK	49.6	S50	5 階建	×	×	×	単身可	14,100 ~ 23,700		
	2	折戸二丁目 8 番 2 号	30		和 6・4.5・3,DK	44.5							12,600 ~ 22,500		
清水折戸西	1	折戸二丁目 3 番 1 号	40	3DK	和 6・6・4.5,DK	56.8	S53	5 階建	×	×	×	単身可	17,000 ~ 29,900		
	2	折戸二丁目 3 番 2 号	30		和 6・6・4.5,DK	53.8							16,100 ~ 27,800		
清水羽衣	1	三保 1550 番地の 1	24	3DK	和 6・6・4.5,DK	60.2	S54	3 階建	×	×	市	×	18,200 ~ 35,800		
	2		24			60.2							18,200 ~ 35,800		
	3		24			60.2	S55						18,500 ~ 36,400		
	4		24			60.2							18,500 ~ 36,400		
	5		24			60.2	S56						18,800 ~ 36,900		
	6		24			57.9							18,100 ~ 35,500		
	7		24			和 6・6・6,DK	62.7						S61		21,100 ~ 41,500
	8		24			和 6・6・4.5,DK	60.1								20,200 ~ 39,700
清水高橋		高橋一丁目 7 番 17 号	16	3K	和 6・4.5, 洋 3,K	39.6	S43	4 階建	×	×	市	単身可	10,200 ~ 20,000		

団地名	棟	所在地	戸数	間取り	専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考		
清水下野南	2	下野東4番15号 ほか	39	3DK 和6・6・4.5,DK	56.8	S55	5階建	×	×	市	×	17,900 ~ 32,100			
	3		24		57.9	S56	4階建					18,200 ~ 34,600			
	4		24				18,500 ~ 35,700								
清水下野東	1	下野東12番12号 ほか	30	3DK 和6・6・4.5,DK	40.7	S46	5階建	×	×	市	単身可 ×	11,000 ~ 21,200			
	2		32		51.6	S51	4階建					15,200 ~ 28,400			
	3		50		53.8	S52	5階建					16,100 ~ 30,200			
清水蜂ヶ谷	1	蜂ヶ谷464番地	24	2DK	和6,洋4.9,DK	41.6	S47	5階建	○	○	市 組合	単身可	16,100 ~ 31,700	H21年度 住戸改善済	
			5	1LDK	和6,LDK								16,100 ~ 31,700		
	2		30	3DK	和6・4.5・3,DK	41.6			39.6	×			×	11,300 ~ 20,200	
	3		30			10,800 ~ 19,600									
	4		30			41.6									11,300 ~ 20,200
清水押切	1	押切1229番地の1	40	2K	和6・4.5,K	33.9	S45	5階建	×	○	組合	単身可	11,200 ~ 22,100		H21片廊下設置
	2		40	3K	和6・4.5・3,K	38.7							×		10,200 ~ 19,500
	3		40	2K	和6・4.5,K	33.9	S46		×	○			11,100 ~ 21,900	H18片廊下設置	
	4		40	3K	和6・4.5・3,K	38.7							×	10,400 ~ 19,800	
	5		40											10,400 ~ 19,800	
清水押切東	1	押切2068番地	30	3DK	和6・6・4.5,DK	51.6	S52	5階建	×	×	組合	×	15,200 ~ 27,400		
	2	押切2048番地	30		和6・4.5・4.5,DK	48.6						単身可	14,300 ~ 26,400		
清水高部	1	石川新町6番22号 ほか	30	3K	和6・4.5・3,K	38.7	S43	5階建	△	×	組合	単身可	9,700 ~ 19,100		
	2		30	2K	和6・4.5,K	33.9							8,500 ~ 16,700		
	3		32	3K	和6・4.5・3,K	38.7	S44						4階建	9,900 ~ 16,800	
	4		12	2K	和6・4.5,K	33.9	S43						8,500 ~ 16,700		
清水能島	1	能島197番地の1	40	3DK	和6・4.5・3,DK	41.6	S49	5階建	×	×	市 組合	単身可	11,700 ~ 19,600		
	2		30			39.6							11,100 ~ 19,700		
	3		40			41.6							11,700 ~ 19,600		
	4		40			41.6							11,700 ~ 19,600		
清水能島西	1	能島371番地の1	30	3DK	和6・4.5・3,DK	44.5	S50	5階建	×	×	市 組合	単身可	12,700 ~ 24,200		
	2		30										12,700 ~ 24,200		
	3		30										3K	和6・4.5・3,K	41.8
清水吉川		吉川1103番地の1	32	2K	和6・4.5,K	33.9	S43	4階建	○	×	×	単身可	8,600 ~ 16,900		
清水横砂		横砂南町3番21号	30	3K	和6・6・4.5,K	51.9	S52	5階建	×	×	市	×	15,400 ~ 27,600		
清水興津中町	1	興津中町 1512番地の2	16	2K	和6・4.5,K	33.9	S43	4階建	△	×	×	単身可	8,400 ~ 16,600		
	2		16										8,400 ~ 16,600		
清水興津東町西	1	興津東町 1210番地の8	20	3DK	和6・6・4.5,DK	56.7	S53	5階建	×	○	市	×	19,000 ~ 37,400		
	2		40			56.8	S54						×	×	17,400 ~ 31,000
清水三光町		三光町2番10号	6	2LDK	和6・4.5,LDK	64.3	H8	7階建	○	○	市	×	27,500 ~ 54,100		
			12	3LDK	和6・4.5,洋5.6,LDK	68.6							29,400 ~ 57,700		
			18		和6・4.5,洋6.7,LDK	69.8							29,900 ~ 58,700		
清水船越	1	木の下町293番地	12	3LDK	和6,洋6.3・4.8,LDK	77.2	H8	3階建	○	×	市	×	33,200 ~ 65,200		
	2	木の下町298番地	6	2LDK	和6,洋7.1,LDK	62.0							26,700 ~ 52,400		
			6	3LDK	和6,洋5.3・4.7,LDK	73.7							31,700 ~ 62,300		

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考	
清水北矢部		北矢部町 1 丁目 10 番 20 号	6	2LDK	和 6, 洋 6.3, LDK	70.4	H9	3 階建	○	×	市	×	30,300 ~ 59,600		
			6	3LDK	和 6, 洋 6・6, LDK	76.8							33,100 ~ 65,000		
清水緑が丘		緑が丘町 3 番 16 号	4	2DK	和 6, 洋 7.2, DK	46.9	H12	2 階建	○	×	市	単身可	20,300 ~ 39,800		
			6		和 8, 洋 5.3, DK								20,300 ~ 39,800		
			2		洋 6・5.6, DK								46.1		19,900 ~ 39,100
			4		和 6, 洋 3.5, DK								39.0		16,800 ~ 33,100
			4	3DK	和 6, 洋 5.8・5.4, DK	59.6							×		25,800 ~ 50,600
清水西久保		西久保 151 番 3 号	12	2DK	和 6, 洋 7.3, DK	51.1	H13	6 階建	○	○	市	単身可	24,500 ~ 48,200		
			6	3DK	和 6・4.5, 洋 4.3, DK	56.0							×		26,900 ~ 52,800
			23		和 6, 洋 5・5, DK	61.2							×		29,400 ~ 57,700
清水追分		追分四丁目 2065 番 1 号	5	2DK	和 6, 洋 6, DK	58.6	H17	5 階建	○	○	市	×	25,700 ~ 50,500		
			12	3DK	和 6, 洋 4.5・4.5, DK	65.4							28,700 ~ 56,400		
			27		和 6, 洋 6.5・5, DK	65.6							28,800 ~ 56,600		
			10	3LDK	和 6, 洋 6・5, LDK	69.4							30,500 ~ 59,800		
			1		和 6, 洋 4.5・4.5, LDK	71.6							31,400 ~ 61,800		
			4		4DK	和 6, 洋 6・4.5・4.5, DK									71.6
日の出荘		蒲原 5373 番地 1 号	16	2DK	和 6・6, DK	44.5	S43	4 階建	×	×	×	単身可	7,700 ~ 15,200		
新栄荘	A	蒲原 60 番地 2 号	16	3K	和 6・4.5・4.5, K	43.6	S45	4 階建	×	×	×	単身可	7,900 ~ 15,500		
	B		16	3DK	和 6・4.5・3, DK	41.6	S47						7,800 ~ 15,300		
みはま荘		蒲原 4 丁目 1 番 10 号	12	3K	和 6・6・洋 3, K	46.4	S41	3 階建	×	×	×	単身可	7,700 ~ 15,200		
中浜荘	A	蒲原中 119 番 1 号	8	2DK	和 6・6, DK	43.4	S44	4 階建	×	×	×	単身可	7,700 ~ 15,100		
	B		8										7,700 ~ 15,100		
大沢荘	A	蒲原神沢 1363 番 4 号	16	3DK	和 6・6・4.5, DK	58.0	S53	4 階建	×	×	×	×	12,100 ~ 23,700		
	B		16				S56						12,600 ~ 24,900		
由比南		由比 439 番地	24	3DK	和 6・4.5・3, DK	52.0	S49	4 階建	×	×	市	×	13,900 ~ 27,300		
町屋原		由比町屋原 335 番地の 3	24	3DK	和 6・4.5・4.5, DK	57.3	S50	4 階建	×	×	×	単身可	15,700 ~ 30,900		
室野		由比東山寺 1269 番地の 1	16	3K	和 6・6・4.5, K	62.0	S54	4 階建	×	×	市	単身可	12,800 ~ 25,100		
阿僧		由比阿僧 944 番地	16	3DK	和 6・6・6, DK	72.0	S62	4 階建	×	×	市	×	24,100 ~ 47,300		
町屋原南		由比町屋原 335 番地の 17	3	3DK	和 6, 洋 6.5・6, DK	79.6	H9	3 階建	○	×	×	×	30,500 ~ 59,900		
			18	3DK	和 6, 洋 6・5, DK	67.9							26,000 ~ 51,000		

〔シルバーハウジング一覧表〕

駿河区

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考
富士見	E	登呂三丁目 13 番	25	1DK	和 6, DK	42.5	H18	5 階建	○	○	組合	単身のみ	20,400 ~ 40,000	
富士見	E	登呂三丁目 13 番	5	2DK	和 6, 洋 5.5, DK	49.9	H18	5 階建	○	○	組合	×	23,900 ~ 47,000	

清水区

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考
清水追分		追分 4 丁目 2065 番 1 号	15	1DK	洋 8.7, DK	49.4	H20	5 階建	○	○	市	単身のみ	22,000 ~ 43,100	
清水追分		追分 4 丁目 2065 番 1 号	14	2DK	和 5, 洋 7, DK	55.3	H20	5 階建	○	○	市	×	24,600 ~ 48,300	

〔車椅子利用者向け住宅一覧表〕

葵 区

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考
桜町高層	1	桜町二丁目 8 番	2	2LDK	和 6, 洋 8, LDK	69	H7	10 階建	○	○	市	×	30,600 ~ 60,100	
上土	17	東千代田一丁目 14 番	2	2DK	和 6, 洋 6, DK	61.5	H2	4 階建	○	×	市	×	25,800 ~ 50,800	
安倍口	14	安倍口団地 3 番	1	1DK	洋 5.7, DK	39.9	S45	5 階建	○	○	組合	単身可	15,900 ~ 31,300	H22 年度住戸改善済
安倍口	16	安倍口団地 3 番	1	1DK	洋 4.5, DK	36.1	S45	5 階建	○	○	組合	単身可	14,000 ~ 27,600	H19 年度住戸改善済
安倍口	36	安倍口団地 5 番	1	1DK	洋 6, DK	41.4	S49	5 階建	○	○	組合	単身可	15,400 ~ 30,300	H18 年度住戸改善済

駿河区

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考
小鹿高層		小鹿二丁目 5 番 1	3	2DK	洋 6・6, DK	60.4	H11	10 階建	○	○	市	単身可	27,900 ~ 54,900	
小鹿高層		小鹿二丁目 5 番 1	1	2LDK	洋 6・5, LDK	75.5	H11	10 階建	○	○	市	×	34,900 ~ 68,600	
有東	25	有明町 10 番	4	2K	和 6, 洋 5.6, K	52	S53	5 階建	○	×	組合	単身可	18,700 ~ 36,700	
富士見	A	登呂三丁目 14 番	1	2DK	洋 5.5・4.5, DK	56.9	H14	5 階建	○	○	市	単身可	26,900 ~ 52,900	
富士見	A	登呂三丁目 14 番	1	2DK	洋 5.5・4.5, DK	57.3	H14	5 階建	○	○	市	単身可	27,100 ~ 53,300	
富士見	A	登呂三丁目 14 番	2	2DK	洋 7.5・5, DK	70.4	H14	5 階建	○	○	市	×	33,300 ~ 65,400	
富士見	B2	登呂三丁目 3 番	2	2DK	洋 6.2・4.9, DK	66	H23	12 階建	○	○	市	単身可	32,600 ~ 63,900	
富士見	B2	登呂三丁目 3 番	2	2LDK	洋 7.7・6.2, LDK	75	H23	12 階建	○	○	市	×	36,900 ~ 72,500	
富士見	C	登呂三丁目 17 番	2	2DK	洋 7・6, DK	75.4	H12	4 階建	○	○	市	×	35,400 ~ 69,500	

清水区

団地名	棟	所在地	戸数	間取り		専有面積 (㎡)	建設年度	階数	風呂	EV	駐車場	単身入居	家賃 (単位:円)	備考
清水折戸	9	折戸三丁目 9 番 1 号	2	2DK	洋 6・6, DK	61.3	H3	4 階建	○	×	市	×	22,200 ~ 43,500	
清水折戸	13	折戸三丁目 13 番 1 号	2	2DK	洋 6・6, DK	60.1	H1	4 階建	○	×	市	×	21,100 ~ 40,100	
清水下野南	2	下野東 4 番 15 号	1	2DK	和 4.5・洋 6, DK	56.8	S55	5 階建	○	×	市	単身可	19,200 ~ 32,100	
清水蜂ヶ谷	1	蜂ヶ谷 464 番地	1	LDK	LDK	41.6	S47	5 階建	○	○	市・組合	単身可	16,400 ~ 32,200	H21 年度住戸改善済
清水追分		追分 4 丁目 2065 番 1 号	5	2DK	洋 6・6, DK	64.8	H17	5 階建	○	○	市	×	28,500 ~ 55,900	

